



(岡山市) 障害児入所施設・通所支援 に関する基準条例の制定について

(平成24年度集団指導資料)
平成25年2月19日(火)
平成25年2月20日(水)
岡山衛生会館三木記念ホール

岡山市保健福祉局事業者指導課



(岡山市) 障害児入所施設・通所支援に関する基準条例について

岡山市は、総合福祉の拠点都市として、障害者が安心して生活できる福祉サービス供給体制の整備を進め、より質の高いサービスの提供を目指して、次のような独自基準を定めました。

人員に関する基準

- 1 暴力団員の排除
- 2 管理者の資格要件を設定
- 3 栄養士

運営に関する基準

- 4 事故発生時の対応
- 5 多様な手法を用いたサービス評価
- 6 運営規程の整備
- 7 研修機会の確保
- 8 非常災害対策の充実
- 9 記録の保存期間

各項目のポイント

人員に関する基準について

1 暴力団員の排除

事業所等を開設する法人の代表者・役員(これらと同等以上の支配力を有する者を含む)、管理者等は、暴力団員であってはなりません。

2 管理者の資格要件

管理者になるには、下記のいずれかを満たすことが必要です。

- ・社会福祉主事任用資格(社会福祉法第19条第1項各号, 社会福祉士・3科目主事など)
- ・社会福祉事業(社会福祉法第2条)での2年以上の実務経験
- ・その他上記と同等以上(旧法での障害児施設・医療機関など)での2年以上の実務経験

※対象事業又は施設は以下のとおりです。

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・児童発達支援センター
- ・福祉型障害児入所施設

※医療型児童発達支援・医療型障害児入所施設は医療機関であるため、管理者は医師となります。

※H25.4.1時点の管理者が引き続き管理者である場合には、2年間の経過措置があります。

3 栄養士

40人以下の福祉型障害児入所施設についても、栄養士の配置が必要です。

※ただし、他施設の栄養士と連携を図ることにより児童の栄養管理に支障がないときは、配置しないことができます。

※40人超の場合は、配置必須

運営に関する基準について

4 事故発生時の対応

- ・速やかに都道府県・市町村・家族等に連絡するとともに、医療機関の受診等必要な措置を行わなければなりません。
- ・事故の状況・発生時の対応を記録し、保管しなければなりません。
- ・損害賠償が必要な場合には、速やかに行わなければなりません。

5 多様な手法を用いたサービス評価

- ・自己評価だけでなく、第三者や利用者から評価してもらうなど、多様な手法で評価を行うことによりサービスの質の改善を図らなければなりません。
(評価機関の限定はありません。)
- ・入所施設については、上記に加え、定期的に外部評価を行うとともに、その結果の公表に努めなければなりません。

6 運営規程の整備

(児童発達支援の例)

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時, **事故発生時**等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) **身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続**
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) **苦情解決体制の整備**
- (14) その他運営に関する重要事項

※上記の下線部分が独自部分

・(8)について

医療機関, 家族等への連絡や速やかに対応することなど事故発生時の対応を明記してください。

・(11)について

身体拘束等は原則として禁止されています。

緊急やむを得ず行う場合(利用者又は他の利用者の生命・身体の危機がある場合)に記録し, 説明を行うこと等を明記してください。(身体拘束等を行わない場合には, 行わない旨の記載だけでかまいません。) また, 行う場合の手続はあらかじめ定めておいてください。

(6 運営規程の整備 続き)

・(13)について

苦情解決のため適切に対応することを明記するとともに、重要事項説明書等で苦情解決担当者やその連絡先等を利用者にお知らせしてください。

7 研修機会の確保

- ・研修計画を作成し、計画に従って研修を行うこと
- ・障害者の人権擁護・虐待防止等の内容を含むものであること
- ・計画的な人材育成に努めること

8 非常災害対策の充実

- ・消火設備等必要な設備を設けること
- ・事業所の立地・自然条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、規模・被害の程度に応じた**具体的計画を策定すること**
(火災・台風・大雨・増水・地震・津波・高潮など)
- ・関係機関・関係者との連携体制・連絡体制の整備
- ・定期的な従業員への周知

(8 非常災害対策の充実 続き)

- ・計画等の**概要の揭示**(関係機関への通報一覧表・事業所の緊急連絡網・避難経路等)
- ・計画に従い、定期的な訓練の実施
- ・近隣自治体・地域住民・他の障害福祉サービス事業者・医療機関等との**相互支援・協力体制の整備**
- ・非常災害時の障害者等の弱者の**受入れ努力**

9 記録の保存期間

(国省令)サービス提供の日から5年

(市条例)その完結の日から5年

※完結の日:当該サービスの自立支援給付費等の請求・支払・受領が完了してから5年
(H25.4.1以後の記録より)

その他不明な点がある場合には、必ず確認を行ってください。

岡山市保健福祉局

事業者指導課 障害事業者係

TEL 086-212-1015 FAX 086-221-3010

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasadou/jigyousyasadou_00003.html



岡事指第981号
平成25年2月8日

障害福祉サービス事業者 様
障害者支援施設の設置者 様
障害児通所支援事業者 様
障害児入所施設の設置者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長
(公印省略)

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等
(以下「基準条例」と言います。)の施行(平成25年4月1日)に伴う届出について、次の
とおりとしますので、書類の提出をお願いいたします。

記

1 誓約書の提出について

基準条例により事業所・施設を開設する法人の役員及び管理者は、暴力団員であっては
ならないとされたことに伴い、下記書類を提出していただくこととなります。

(1) 障害福祉サービス事業者・障害者支援施設

- ・障害者自立支援法(平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律)第36条第3項各号の規定に該当しない旨及び暴力団員でな
いことの誓約書
- ・役員等名簿及び岡山県警察への暴力団員でないことの照会同意

(2) 障害児通所支援事業者・障害児入所施設

- ・児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団員でない
ことの誓約書
- ・役員等名簿及び岡山県警察への暴力団員でないことの照会同意

2 運営規程の変更の届出について

基準条例により、運営規程に新たに次の項目を定めることが必要となります。

- ①事故発生時の対応
- ②身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- ③成年後見制度の活用支援(障害者のみ)
- ④苦情解決体制の整備

これらの規定を定めた上で、変更届、付表及び運営規程の写しを提出してください。

3 提出期限・提出先

平成25年4月末まで

4 提出先・提出方法

下記担当へ、郵送又は持参にて提出してください。

<担当>岡山市事業者指導課障害事業者係
〒700-0913
岡山市北区大供3-1-8 KSB会館4階
TEL 086-212-1015 FAX 086-221-3010